

神崎学区連合町内会規約

第一章 総則

第一条 (名称)

神崎学区連合町内会(以下本会)と称する。

第二条 (事務所)

本会の事務所は会長宅に置く。(上田清海・広島市中区舟入本町 3-4)

第三条 (目的)

神崎学区各町内会及び各種団体相互の連絡協調を図り、学区住民の福祉の増進と安全で健全な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第四条 (事業)

第三条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 防犯、防災、その他住民の安全を保つための事業。
- ② 住民福祉に関する事業。
- ③ 青少年の健全育成に関する事業。
- ④ 環境美化に関する事業。
- ⑤ 神崎学区社会福祉協議会及び学区内の各種団体が行う行事への支援事業。
- ⑥ 広報活動。
- ⑦ その他目的達成に必要な事業。

第二章 構成

第五条 (組織)

神崎学区内 11 の町内会と各種団体で構成する。

第六条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|-------------|
| ① 会長 | 1名 |
| ② 副会長 | 若干名 |
| ③ 委員 | 町内会長及び各種団体長 |
| ④ 会計 | 1名 |
| ⑤ 監査 | 若干名 |
| ⑥ 事務局長 | 1名 |

第七条 (選任)

- ① 会長、副会長、会計、監査、事務局長、及び所管団体長は町内会長会議において選任し団体長会議で承認を得る。
- ② 委員は町内会長と各種団体長が務める。

第八条（顧問）

- ① 本会に顧問を置くことができる。
- ② 顧問は町内会長会議の議を経て団体長会議で推挙する。
- ③ 顧問は会長の諮問に答え、町内会長会議、団体長会議に出席し意見を述べる
ことができる。

第九条（任期）

会長の任期は二年とし、再任は妨げない。
補欠により就任した会長は前任者の残任期間とする。

第三章 会議

第十条（会議）

会議は町内会長会議と団体長会議で会長が召集し議長となる。

第十一条（町内会長会議）

会長が必要と認めるときに召集し、次の事項を決議する。

- ① 事業計画に関する事項を決議し団体長会議で承認を得る。
- ② 事業執行のため必要とする部門の新設を決議し、団体長会議で承認を得る。
- ③ 規約の作成変更を決議し、団体長会議で承認を得る。
- ④ その他必要と認められる事項の決議。

第十二条（団体長会議）

原則毎月第一木曜日に開催し次の事項を決議する。但し5月は不定期、8月は休止とする。12月は年末懇親会、1月は新年互礼会に振り替える。

- ① 町内会長会議の決議事項の承認。
- ② 各種団体の事業計画の伝達。
- ③ 委員から提出された議案の決議。
- ④ 各種団体への分担金を決議。
- ⑤ その他必要と認められる事項の決議。

第四章 会計

第十三条（会計年度）

本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日をもって終わる。

第十四条（経費）

本会の経費は各町からの分担金及び寄付金を以て此れに充てる。

第五章 慶弔

第十五条(慶弔及び見舞金)

慶弔及び見舞いの事態が発生した場合は、細則の規定に従う。

細則

慶弔に関する規定

- | | |
|-----------------------------------------------------|-------------|
| ① 役員及び顧問が死亡した場合は香典を供える
連合町内会と社会福祉協議会の連名で生花を一对供える | 10,000 円 |
| ② 役員及び顧問の父母及び配偶者が死亡した場合は香典を供える | 5,000 円 |
| ③ 役員及び顧問が入院した場合(20 日以上) | 5,000 円 |
| ④ 役員及び顧問に関するお祝いの場合 | その都度役員で協議する |

附則

この規約は平成 18 年 9 月 7 日より実施する。
この規約は平成 23 年 5 月 6 日より改定実施する